

増毛町地域防災計画

《 資料 編 》

〔目 次〕

資 料 編

防災関係機関.....	1
資料1 防災関係機関連絡先一覧.....	1
1 増毛町.....	1
2 北海道.....	1
3 北海道警察.....	2
4 自衛隊.....	2
5 指定地方行政機関.....	2
6 指定公共機関.....	3
7 指定地方公共機関.....	3
8 その他の公共的団体.....	4
9 近隣市町村.....	4
条例等.....	5
資料2 増毛町増毛町防災会議条例.....	5
資料3 増毛町災害対策本部条例.....	7
資料4 増毛町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例.....	8
協定等.....	10
資料5 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定.....	10
資料6 北海道広域消防相互応援協定.....	13
資料7 北海道消防防災ヘリコプター応援協定.....	16
資料8 留萌海上保安部と増毛町消防本部との船舶消火に関する業務協定.....	18
資料9 災害緊急事態等における非常放送に関する協定書.....	20
資料10 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書.....	24
資料11 災害時における燃料等の供給の協力に関する協定書.....	26
資料12 災害等の発生時における増毛町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書.....	29
資料13 増毛町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定.....	31
資料14 増毛町と石狩市との災害時における相互応援等に関する協定書.....	33
資料15 災害時における飲料の提供等に関する協定書.....	36
資料16 災害時協力協定書.....	37
資料17 災害発生時における増毛町と増毛郵便局の協力に関する協定.....	39
資料18 災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書.....	41
資料19 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書.....	45
資料20 増毛町と日本郵便株式会社増毛町内郵便局との包括的連携に関する協定書.....	47
資料21 地域における協力に関する協定.....	50
資料22 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ.....	52
資料23 留萌管内8市町村 災害時相互応援協定書.....	54
各種資料.....	58
資料24 増毛町災害対策本部設置標識.....	58
資料25 災害危険区域等.....	60

1 増毛町内の河川	60
2 土砂災害関係	61
3 危険物貯蔵所等所在一覧	63
資料 26 災害情報等報告様式等	66
1 別表 1 (災害情報)	66
2 別表 2 (被害状況報告)	68
3 別表 3 (被害状況判定基準)	70
資料 27 指定緊急避難場所及び指定避難所	74
資料 28 自衛隊災害派遣要請	75
1 様式 1	75
2 様式 2	76
資料 29 ヘリコプター関連	77
1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	77
2 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	80
被害者救護	82
資料 30 融資・貸付等金融支援	82

防災関係機関

資料 1 防災関係機関連絡先一覧

1 増毛町

名 称	所 在 地	電 話 番 号
増毛町役場	増毛町弁天町 3 丁目 61 番地	0164-53-1111
町長自宅	増毛町中歌	0164-53-3387
副町長自宅	増毛町別荘	0164-53-2533
増毛町消防署	増毛町弁天町 3 丁目 61 番地	0164-53-2175
増毛町消防団 第 1 分団	増毛町弁天町 5 丁目	0164-53-3020
増毛町消防団 第 2 分団	増毛町別荘	0164-53-1422
増毛町消防団 第 3 分団	増毛町舎熊	0164-54-2537
増毛町消防団 第 4 分団	増毛町阿分	0164-54-2436
増毛町消防団 第 5 分団	増毛町雄冬	0164-55-3179
増毛町消防団 第 6 分団	増毛町阿分(元阿分)	0164-54-2419
増毛町立市街診療所	増毛町畠中町 5 丁目	0164-53-1811
町立老人ホーム明和園	増毛町見晴町	0164-53-1601
増毛町黒岩砕石場	増毛町暑寒沢	0164-53-1144
増毛町立あつぷる保育所	増毛町南畠中町 2 丁目	0164-53-2879
増毛町教育委員会 (文化センター)	増毛町南畠中町 2 丁目	0164-53-2427
増毛幼稚園	増毛町南永寿町 2 丁目	0164-53-1022
増毛小学校	増毛町南暑寒町 2 丁目	0164-53-2174
旧舎熊小学校	増毛町舎熊	—
旧阿分小学校	増毛町阿分	—
増毛中学校	増毛町南暑寒町 5 丁目	0164-53-1269
増毛町上水道浄水場	増毛町暑寒沢	0164-53-1101
旧増毛ヘリポート事務所	増毛町別荘	—

2 北海道

名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌振興局地域創生部地域政策課	留萌市住之江町 2 丁目合同庁舎	0164-42-8426
教育庁留萌教育局	留萌市住之江町 2 丁目合同庁舎	0164-42-8398
留萌建設管理部	留萌市住之江町 2 丁目合同庁舎	0164-42-8341

留萌建設管理部事業課	留萌市東雲町1丁目56番地	0164-42-1849
留萌振興局保健福祉室（留萌保健所）	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-8310
留萌農業改良普及センター南留萌支所	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-8493
留萌家畜保健衛生所	天塩郡幌延町元町6番の1	01632-5-1226
留萌振興局森林室	留萌市住之江町2丁目合同庁舎	0164-42-8380

3 北海道警察

名 称	所 在 地	電 話 番 号
旭川方面留萌警察署	留萌市高砂町3丁目5番1号	0164-42-0110
旭川方面留萌警察署増毛駐在所	増毛町暑寒町1丁目6番地	0164-53-1036
旭川方面留萌警察署別荘駐在所	増毛町別荘41番地の17	0164-53-1224
旭川方面留萌警察署舎熊駐在所	増毛町舎熊342番地	0164-54-2100

4 自衛隊

名 称	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊第26普通科連隊	留萌市緑ヶ丘町1丁目	0164-42-2655

5 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌開発建設部（総務課）	留萌市寿町1丁目	0164-42-2316
留萌開発事務所（総務課）	留萌市堀川町2丁目	0164-42-3126
留萌港湾事務所	留萌市大町1丁目1番地の1	0164-42-1205
北海道農政事務所旭川地域拠点	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎	0166-30-9300
留萌南部森林管理署	留萌市沖見町2丁目	0164-42-2515
留萌海上保安部（警備救難課）	留萌市大町3丁目	0164-42-9118
旭川地方气象台（防災業務課）	旭川市宮前通東4155番31 旭川合同庁舎	0166-32-7102
北海道財務局		
北海道労働局留萌労働基準監督署		
北海道運輸局		
東京航空局		
北海道地方環境事務所		
北海道経済産業局		
北海道産業保安監督部		

6 指定公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
増毛郵便局	増毛町永寿町3丁目	0164-53-1300
N T T 東日本ー北海道事業部北海道北支店	旭川市10条10丁目	0166-20-5410
北海道電力株式会社 留萌ネットワークセンター	留萌市末広町4丁目	0164-42-1390
日本赤十字社北海道支部留萌振興局地区増毛町分区	増毛町弁天町3丁目61番地 役場内	0164-53-1111
日本放送協会旭川放送局	旭川市6条通6丁目27番地	0166-24-7000
J R 留萌駅	留萌市船場町2丁目	0164-42-0749
株式会社 NTT ドコモ		
KDDI 株式会社		
ソフトバンク株式会社		
日本銀行		
日本通運株式会社		

7 指定地方公共機関

名 称	所 在 地	電 話 番 号
北海道放送株式会社 旭川放送局	旭川市1条通8丁目	0166-23-6610
札幌テレビ放送株式会社 旭川放送局	旭川市東旭川北2条6丁目	0166-36-1010
北海道テレビ放送株式会社 旭川支社	旭川市2条通8丁目	0166-25-4151
北海道文化放送株式会社 旭川支社	旭川市4条通10丁目	0166-26-2010
旭川ガス株式会社	旭川市4条通16丁目	0166-25-3504
一般社団法人留萌医師会	留萌市花園町3丁目5番33号	0164-43-2020
一般社団法人北海道歯科医師会		
一般社団法人北海道薬剤師会		
公益社団法人北海道獣医師会		
北海道土地改良事業団体連合会		
旭川地区トラック協会	旭川市流通団地2条4丁目	0166-48-7244
羽幌沿海フェリー株式会社	苫前郡羽幌町港町1丁目	0164-62-1774
一般社団法人北海道警備業協会		
公益社団法人北海道看護協会		
一般社団法人北海道LPガス協会		
一般社団法人北海道建設業協会		
社会福祉法人北海道社会福祉協議会		

8 その他の公共的団体

名 称	所 在 地	電 話 番 号
増毛町危険物安全協会	増毛町消防署予防係	0164-53-2175
南るもい農業協同組合増毛支所	増毛町南畠中町5丁目162番地1	0164-53-2027
増毛漁業協同組合	増毛町港町46番地2	0164-53-1555
増毛町商工会	増毛町稲葉町1丁目	0164-53-2319
留萌南部森林組合	留萌市高砂町2丁目5番25号	0164-42-6100
増毛町建設協会		
社会福祉法人増毛町社会福祉協議会		
沿岸バス株式会社留萌営業所		
北洋銀行株式会社増毛支店		
留萌信用金庫増毛支店		
日本水難救済会増毛救難所		

9 近隣市町村

名 称	所 在 地	電 話 番 号
留萌市	留萌市幸町1丁目11番地	0164-42-1801
小平町	留萌郡小平町字小平町216番地	0164-56-2111
苫前町	苫前郡苫前町字旭37番の1	0164-64-2211
羽幌町	苫前郡羽幌町南町1番地の1	0164-62-1211
初山別村	苫前郡初山別村字初山別96番地1	01646-7-2211
遠別町	天塩郡遠別町字本町3丁目37番地	01632-7-2111
天塩町	天塩郡天塩町新栄通8丁目	01632-2-1001
幌延町	天塩郡幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111
石狩市	石狩市花川北6条1丁目30番地2	0133-72-3111
北竜町	雨竜郡北竜町字和11番地の1	01632-5-1111
雨竜町	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地	0125-77-2211
新十津川町	樺戸郡新十津川町字中央301番地1	0125-76-2131

条例等

資料 2 増毛町増毛町防災会議条例

(昭和 37 年 12 月 24 日 条例第 22 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、増毛町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 増毛町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 増毛町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の隊員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
 - (6) 町の教育委員会の教育長
 - (7) 町の消防長及び消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、20 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 10 月 12 日条例第 33 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 9 日条例第 6 号抄）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 10 月 19 日条例第 17 号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料3 増毛町災害対策本部条例

(昭和37年12月24日 条例第23号)

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第6項の規定に基づき、増毛町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 4 増毛町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例

(平成 9 年 3 月 18 日 条例第 1 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、町の防災広報活動、行政一般並びに緊急を要する情報等を住民に速やかに伝達し、災害の未然防止、災害時の応急救助、災害復旧等通信の確保によって、住民福祉の増進に資することを目的として設置する防災行政無線放送施設（以下「無線放送施設」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 無線放送施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 増毛町防災行政無線放送施設

位置 イ 親局 増毛郡増毛町弁天町 3 丁目 61 番地
増毛町役場

ロ 遠隔制御局
増毛郡増毛町弁天町 3 丁目 61 番地
増毛町消防本部

ハ 中継局（マッカ岬中継）
増毛郡増毛町岩尾 552 番地 8

ニ 中継局（雄冬中継）
増毛郡増毛町雄冬 19 番地 5

ホ 戸別受信機
第 3 条の規定により町長が指定する場所

ヘ 屋外拡声子局 別表のとおり

(戸別受信機を設置する場所)

第 3 条 前条の規定により、町長が指定することができる戸別受信機（以下「受信機」という。）の設置場所及び設置数は次のとおりとする。

設置場所	設置数
イ 町の区域内に住所を有する住民の世帯主の住宅	1 台
ロ 国・道・町その他公共団体の事務所及び施設	1 台
ハ 産業団体等の事務所及び施設	1 台
ニ その他町長が必要と認めた場所	1 台

(放送区域)

第 4 条 無線放送施設が通信を行う区域は増毛町全域とする。

(無線放送施設の管理)

第 5 条 町長は、第 3 条で設置した受信機について戸別受信機管理台帳を備え、その目的達成に利用されるよう努めるものとする。

2 町長は、無線放送施設を正常かつ能率的に管理運営するために定期的又は随時に点検を行い、常に非常災害時における無線放送の円滑な運営を図るよう努めなければならない。

3 無線放送施設の補修は、町長の指定する者がこれを行うことができる。

(使用者の遵守事項)

第 6 条 第 3 条第 1 項中の受信機の設置場所使用者（以下「使用者」という。）は受信機について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 常に善良な管理意識をもって使用すること。

(2) 異常を発見したときは、直ちに町長に届け出ること。

(3) 目的以外に使用しないこと。

(4) 無断で受信機を他の者に譲渡してはならない。

(5) 町長の指定する者以外に受信機の解体、修理等を依頼してはならない。

(6) 町内、外に転居するときは、あらかじめ町長に届出し、その指示を受けるものとする。

(貸与及び使用料)

第7条 受信機は貸与し、その使用料は無料とする。

(使用者の損害賠償)

第8条 使用者が第6条の規定に違反し、町に損害を及ぼしたときは町長が定める損害賠償額を支払わなければならない。ただし、町長が賠償させることが適当でないことを認めるときは、この限りでない。

(維持管理経費の負担)

第9条 受信機の利用者は、保守管理に必要な経費として次のものを負担する。

(1) 受信機にかかる電気料及び乾電池代等

(受信機の返還等)

第10条 使用者が転出する場合は、受信機を町に返還するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日より施行する。

附 則 (平成10年9月25日条例第51号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年9月7日から適用する。

別表

増毛町防災行政用無線屋外拡声子局

子局名	設置場所	子局名	設置場所
役場	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地	増毛-1	増毛郡増毛町港町200番地3
阿分-1	増毛郡増毛町阿分4番地7	増毛-2	増毛郡増毛町畠中北町153番地
阿分-2	増毛郡増毛町阿分69番地4	増毛-3	増毛郡増毛町暑寒町2丁目88番地
阿分-3	増毛郡増毛町阿分33番地1	増毛-4	増毛郡増毛町南暑寒町3丁目123番地
元阿分-1	増毛郡増毛町阿分228番地8	増毛-5	増毛郡増毛町暑寒町1丁目194番地1
元阿分-2	増毛郡増毛町阿分293番地6	リバーサイドパーク	増毛郡増毛町別荘708番地
信砂	増毛郡増毛町舎熊306番地9	小茶内-1	増毛郡増毛町別荘8番地2
彦部	増毛郡増毛町舎熊1275番地2	小茶内-2	増毛郡増毛町別荘15番地2
舎熊-1	増毛郡増毛町舎熊606番地10	小樽間内	増毛郡増毛町別荘122番地1
舎熊-2	増毛郡増毛町舎熊16番地1	谷地町	増毛郡増毛町別荘44番地3
舎熊-3	増毛郡増毛町舎熊90番地	津田屋	増毛郡増毛町別荘78番地26
朱文別	増毛郡増毛町舎熊174番地4	大別荘	増毛郡増毛町別荘96番地
箸別	増毛郡増毛町箸別134番地2	岩老	増毛郡増毛町岩老111番地5
中歌-1	増毛郡増毛町中歌114番地2	雄冬	増毛郡増毛町雄冬218番地3
中歌-2	増毛郡増毛町中歌766番地		

協定等

資料 5 災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づく道及び市町村相互の応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあっせん
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(地域区分)

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の振興局地域に区分するものとする。

(道の役割)

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

(連絡担当部局)

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

(応援の要請の区分)

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該振興局地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の振興局地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路

(6) 応援の期間

(7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成9年11月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村	地域区分	構成市町村
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村	宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町村	檼ツク総合振興局	檼ツク総合振興局管内の市町村
檜山振興局	檜山振興局管内の町	胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村	日高振興局	日高振興局管内の町
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町村	十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村	釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村	根室振興局	根室振興局管内の市町

資料6 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次に各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請

を除く。)

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要を認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請された市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 前2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

- (1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当
- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第 13 条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 7 月 25 日締結)

この協定は平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書 72 通を作成し、記名押印のうえ市町等において各 1 通を保有する。

平成 3 年 2 月 13 日

(注 道内 72 消防本部の長が記名押印・・・略)

別 表

地域	構成市町等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地方	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蘂市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、釧路西部消防組合、根室北部消防事務組合

資料7 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北 海 道 知 事

以下道内72消防本部の長が記名押印

資料 8 留萌海上保安部と増毛町消防本部との船舶消火に関する業務協定

この協定は、領海内における船舶（消防法第2条の「舟」を含む、以下同じ。）の火災について、昭和43年3月29日海上保安庁と消防庁との間に締結された覚書に基づき、留萌海上保安部と増毛町消防本部との間に業務協定を締結して円滑な消火活動を行うことを目的とする。

（消火活動の担当区分）

第1条 次に掲げる船舶の消火活動は主として増毛町消防本部（以下「消防本部」という。）が担当し、留萌海上保安部（以下「海上保安部」という。）はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
- (2) 河川湖沼における船舶

2 前項各号以外の船舶の消火活動は主として海上保安部が担当し、消防本部はこれに協力するものとする。

（海上保安部の協力事項）

第2条 消防本部の担任にかかる船舶の消火活動のため、消防本部から要請があった場合において、海上保安部の協力事項は次のとおりとする。

- (1) 巡視船艇による消火活動、海上輸送及び警戒
- (2) 船舶火災のため、船舶又は陸上施設への延焼のおそれある場合において、火災船舶若しくは延焼のおそれのある船舶を他の安全な場所に移動することが消火上有効と認める場合の巡視船艇による当該船舶の曳航
- (3) その他船舶火災による消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された海上保安部の職員は、火災現場の上席消防職員と協議のうえ、有効な消火活動を行うものとする。

（消防本部の協力事項）

第3条 海上保安部の担任にかかる船舶の消火活動のため、海上保安部から要請があった場合において、消防本部が協力する事項は、次のとおりとする。

- (1) 消火活動に必要な場合における海上保安部の指定する場所への消防車等の出動
- (2) 船舶又は流出油による火災に対して陸上から消火活動が有効であると認めた場合における消防車等の出動
- (3) その他船舶火災の消火活動に必要な事項

2 前項の消火活動のため派遣された消防職員は、海上保安部の上席職員と協議のうえ有効な消火活動を実施するものとする。

（火災原因調査等の協力）

第4条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、それぞれの担任区分により船舶に対して行うものとする。

2 消防本部から前項の調査のための協力の要請があったときは、海上保安部は、これに協力するものとする。

3 消防本部は第1項の調査の結果、放火又は失火の犯罪があると認められた場合は、直ちに海上保安部に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全に努めるものとし、放火又は失火の犯罪のおそれのない場合は、当該調査の内容を海上保安部に通報するものとする。

4 海上保安部から、犯罪捜査のため協力の要請があったときは、消防本部は、これに協力するものとする。

5 前項の場合のほか、海上保安部から第1項の調査のための協力の要請があったときは、消防本部は、これに協力するものとする。

6 海上保安部は、第1項の内容を消防本部に通報するものとする。

(情報等の交換)

第5条 法令に定めのあるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

(火災の相互通報)

第6条 海上保安部又は消防本部が船舶火災を認知したときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

(単独消火)

第7条 海上保安部又は消防本部が単独で船舶火災の消火に従事した時は、すみやかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第8条 船舶火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(タンカー等の事故対策)

第9条 タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、海上保安部及び消防本部は、地方防災会議の「港湾防災計画」に基づき、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(協定の改定)

第10条 この協定を改定する事由が発生したときは、両者協議のうえ改定するものとする。

附 則

1 この協定は、昭和59年2月15日から実施する。

昭和 59 年 2 月 15 日

留萌海上保安部長

増毛町消防本部消防長

資料9 災害緊急事態等における非常放送に関する協定書

増毛町（以下「甲」という。）と株式会社エフエムもえる（以下「乙」という。）とは、増毛町内に発生し、又は発生するおそれのある地震、津波、風水害その他の災害（以下「災害緊急事態等」という。）時における町民への迅速な情報提供のため、次のとおり災害緊急事態等における非常放送に関する協定を結ぶ。

（非常放送の要請）

第1条 甲は、増毛町内に災害緊急事態等が発生し、又は発生するおそれがあり、乙の非常放送を必要とするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し事後要請書を提出する。

- (1) 発信日時
- (2) 災害の種類
- (3) 要請内容
- (4) 放送文案
- (5) 放送期間・回数等
- (6) その他必要な事項
- (7) 連絡責任者及び連絡先

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。

（費用の負担）

第2条 甲の要請に基づく非常放送に要した費用は、乙が負担するものとする。

（連絡責任者）

第3条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までとする。

2 前項の期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも協定終了の意思のないときは更に1年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙、記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成17年7月1日

甲 増毛郡増毛町弁天町3丁目6番地
増毛町長 石崎大輔

乙 留萌市船場町2丁目 JR留萌駅2階
株式会社エフエムもえる
代表取締役 佐藤太紀

(様式第1号)

株式会社エフエムもえる
代表取締役 佐藤太紀様
Tel42 - 3871 Fax42 - 3856

発信日時 平成 年 月 日 :

増毛町長

災害緊急事態等における非常放送の協力要請書

次のとおり非常放送の協力を要請します。

項目	内容
災害の種類	
要請内容	
放送文案	
放送期間・回数等	
その他必要な事項	
連絡責任者及び連絡先	

(様式第1号)《避難準備用》

株式会社エフエムもえる
代表取締役 佐藤太紀様
Tel42 - 3871 Fax42 - 3856

発信日時 平成 年 月 日 :

増毛町長

災害緊急事態等における非常放送の協力要請書

次のとおり非常放送の協力を要請します。

項目	内容
災害の種類	台風〇〇号
要請内容	① 風〇〇号による気象情報 ②注意情報 ③避難時の備え情報
放送文案	避難準備 ○日未明、留萌地方を台風〇〇号が通過します。現在暴風、大雨、波浪、高潮警報が発表されております。海や河川には近づかないようにしましょう。また、テレビ/ラジオの気象情報に耳を傾け、火気の取り扱いに十分注意してください。いざと言うときのために懐中電灯やラジオを準備しておきましょう。
放送期間・回数等	放送期間：本要請書受領時から次回要請受領時又は、放送終了の要請時まで 回数等：1時間に1回以上（60分以内に1回以上）
その他必要な事項	上記放送文は、1回に2度以上繰り返して下さい
連絡責任者及び連絡先	〇〇課長 〇〇〇〇 連絡先：53-1111（携帯〇〇〇〇〇）

(様式第1号)《避難勧告用》

株式会社エフエムもえる
代表取締役 佐藤太紀様
Tel42 - 3871 Fax42 - 3856

発信日時 平成 年 月 日 :

増毛町長

災害緊急事態等における非常放送の協力要請書

次のとおり非常放送の協力を要請します。

項目	内容
災害の種類	震度〇〇地震及び津波警報
要請内容	⑤ 難勧告情報 ②発令日時 ③避難場所 ④対象地区 ⑤世帯数/人口 ⑥必需品の持ち出し情報
放送文案	避難勧告 緊急放送です。 増毛町で〇日〇時に震度5強の地震が発生しました。また、津波警報が発表され、増毛町〇〇から〇〇(の〇〇世帯〇〇人)に避難勧告が発令されました。 対象地区の方々には付近の高台に速やかに避難して下さい。また、緊急車輛等の通行の妨げとなりますので、車での移動は出来るだけ避けてください。
放送期間・回数等	放送期間：本要請書受領時から次回要請受領時又は、放送終了の要請時まで 回数等：1時間に4回以上(15分以内に1回以上)
その他必要な事項	上記放送文は、1回に2度以上繰り返して下さい
連絡責任者及び連絡先	〇〇課長 〇〇〇〇 連絡先：53-1111(携帯〇〇〇〇〇)

資料 10 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

増毛町（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成 18 年 12 月 22 日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第 1 条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）。

（情報提供に関する事項）

第 2 条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

2. 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第 3 条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式 1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第 4 条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

（連絡先）

第 5 条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
増毛町 総務課 庶務係（代表）	0164-53-1111

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
留萌営業所（代表）	0164-42-3958
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

（守秘義務）

第 6 条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
 - (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
 - (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの
2. 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年1月16日

甲 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
増毛町長 石崎 大輔

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役 野 中原

(別紙)

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定
第4条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示 (増毛町)

設置施設名	所在地
増毛町役場 (1Fロビー)	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
増毛町文化センター (1Fロビー)	増毛郡増毛町南島中町2丁目25番地

資料 11 災害時における燃料等の供給の協力に関する協定書

増毛町（以下「甲」という。）と留萌地方石油業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、増毛町の区域内で災害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、甲が行う応急活動等（以下「業務等」という。）に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等における業務等のため、乙に対し次に掲げる事項について、別記様式 1 の燃料等供給要請書により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- (1) 甲が行う業務等に従事する車輛への燃料供給
- (2) 甲が業務等を行う役場、施設、非常電源等への燃料供給
- (3) 学校施設など避難場所の運営管理のための燃料供給
- (4) その他、燃料供給等に関し必要な事項

（協力の実施）

第 3 条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、優先供給に努めるものとする。

第 4 条 甲が乙に供給及び仕入れを要請する燃料等は、次に掲げるものとする。

- (1) ガソリン、軽油、灯油、重油
- (2) その他の燃料

（報告）

第 5 条 乙は、甲から要請された燃料供給等を行ったときは、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を別記様式 2 の燃料等供給報告書により報告するものとする。

- (1) 燃料等の供給をした日時及び施設、車輛
- (2) 燃料等の供給をした油種及び数量
- (3) その他必要な事項

（経費の負担）

第 6 条 乙が、この協定に基づく燃料供給等に要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時等の直前における通常の価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（情報の提供）

第 7 条 甲と乙は、災害時等の業務等を円滑に行うため連絡体制を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（損害賠償）

第 8 条 燃料供給等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議の上、対処するものとする。

（協議）

第 9 条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 10 条 この協定の有効期限は、協定締結日から 1 年間とする。ただし、有効期限満了日までに双方いずれからも解約の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年7月28日

甲 増毛町弁天町3丁目61番地
増毛町
増毛町長 石崎 大輔

乙 留萌市本町3丁目32番地
留萌地方石油業協同組合
理事長 対馬 健一

留萌地方石油業協同組合増毛支部
支部長 小滝 幸雄

様式1 (第2条関係)

燃料等供給要請書	
	平成 年 月 日
留萌地方石油業協同組合 理事長 対馬 健一 様	
留萌地方石油業協同組合増毛支部 支部長 小滝 幸雄 様	
	(要請者) 増毛町長 印
1. 災害状況	
2. 協力要請事項	
3. 協力を必要とする日時、場所及び期間	
(1) 協力日時	
(2) 協力場所	
(3) 協力期間	
4. その他必要な事項	

増毛町
所 属 _____
担当者 _____
電 話 _____

様式2 (第5条関係)

燃料等供給報告書

平成 年 月 日

増毛町長 様

留萌地方石油業協同組合
理事長 対馬 健一 印

留萌地方石油業協同組合増毛支部
支部長 小滝 幸雄 印

記

施設名	油種	数量	供給日時
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分

車輦名	油種	数量	供給日時
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分
		L	月 日 時 分

留萌地方石油業協同組合増毛支部
担当者 _____
電話 _____

資料 12 災害等の発生時における増毛町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書

増毛町（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、増毛町地域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的、物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急処置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) LPガス供給停止が長期と成った場合の簡易コンロ等の手配
- (5) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (6) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（災害対策本部会議等への参加）

第5条 乙は、甲の要請があった場合、甲が設置する増毛町災害対策本部会議、増毛町国民保護対策本部会議又は防災関係機関情報連絡室等にその職員を出席させ、又は派遣するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第6条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第7条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

(災害の補償)

第8条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任において行うものとする。

(損害の負担)

第9条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

(防災意識の向上等)

第10条 乙は、この協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名の上押印各自1通を保有する。

平成22年8月5日

甲 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
増毛町
増毛町長 石崎大輔

乙 留萌市開運町3丁目4番16号
北海道エルピーガス災害対策協議会

現地本部長 櫛井二三夫

災害現地本部長
増毛分会長 小滝幸雄

資料 13 増毛町所管公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定

増毛町長（以下「甲」という。）と増毛町建設協会長（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、町民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、地域防災計画に基づき、増毛町が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次の掲げるとおりとする。

- 1 情報連絡網の構築・共有
- 2 協力実施体制の構築・共有
- 3 資機材保有状況の報告
- 4 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- 5 災害応急対策に係る業務対応
- 6 その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、第2条第1項及び第2項に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。

- 2 乙は、第2条第3項に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。
- 3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月末までに行うものとする。

ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項ないし第3項について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合には、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請をするものとする。

- 2 甲は、災害時に第2条第1項ないし第6項に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合には、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面をもって要請するものとする。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、第4条第2項に係る御務を乙の会員に実施させることとした場合には、乙の会員と遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

（他の協定等との関係）

第7条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

- 2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時筆よな訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の期間は、締結の日から平成21年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年1月10日

甲 増毛町長 石崎大輔

乙 増毛町建設協会長 山郷和彦

資料 14 増毛町と石狩市との災害時における相互応援等に関する協定書

(趣旨)

第1条 増毛町(以下「甲」という。)と石狩市(以下「乙」という。)とは、甲乙いずれかの行政区域において災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項に定める災害時若しくは武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律(平成16年法律112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、若しくは発生のおそれがある場合、又は他の市町村等自治体相互の応援を行う場合(以下「災害時等」という。)の相互応援及び石狩市浜益区雄冬地区(以下「浜益雄冬」という。)の防災対策について、次のとおり協定を締結する。

(災害応急対策用物資及び資機材の供給援助)

第2条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策用物資及び資機材(以下「物資等」という。)が不足した場合、他方に次の物資の供給援助を要請することができる。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両及び資機材
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な物資及び資機材
- (4) 前各号に掲げるもののほか、応急対策に必要と認めるもの

(職員の派遣)

第3条 甲又は乙は、災害時等において、災害応急対策等の実施に必要となる職員の派遣を他方に要請することができる。

(被災地情報の広報)

第4条 甲又は乙は、災害時等において、被災状況等の情報を当該自治体の住民に対し十分に提供することができない状況となった場合は、他方のホームページ等に当該情報を掲載するよう要請することができる。

(収容施設の提供)

第5条 甲又は乙は、災害時等に被災者の収容施設を確保する必要がある場合において、自己施設のみでの収容が困難なときは、他方に対し、その管理する施設の提供について要請することができる。

(応援の要請手続)

第6条 甲又は乙は、第2条から前条までの規定による要請を行う場合は、次の事項を明らかにし、第12条に定める連絡担当部局を通じて、電話、電信等により要請するものとし、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 第2条の規定に基づく要請を行う場合は、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 第3条の規定に基づく要請を行う場合は、職員の職種、人数及び業務内容及び期間等
- (4) 第4条の規定に基づく要請を行う場合は、情報の内容、広報媒体、掲載期間等
- (5) 応援を必要とする場所及びその場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施及び派遣された職員の指揮)

第7条 甲又は乙は、第2条から第5条までの規定により応援の要請を受けた場合は、可能な限り応援に努めなければならない。

2 第3条の規定により派遣された職員は、派遣先の首長の指揮のもとに活動するものとする。

(自主的活動)

第8条 甲又は乙は、災害時等において、通信途絶等により他方が要請不能の状況にあると判断した場合は、被災地へ職員を派遣する等、速やかにその被害状況について自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、被害が甚大であると判断した場合は、自主的に応援活動を実施する者とする

3 甲又は乙は、自主的な応援活動のための職員を他方に派遣する場合は、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるよう努めなければならない。

4 前項の規定により職員を派遣した場合は、被災自治体から第3条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援に要した経費の負担)

第9条 応援に要した費用は要請側が負担するものとし、その額については甲乙協議して定める。

2 応援を要請した側が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、応援を要請された側が、一時立替支弁するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援を要請された側の負担とする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を要請した側が、応援を要請した自治体への往復の途中において生じたものについては応援を要請された側がその賠償の責めを負う。

(浜益雄冬の防災対策)

第10条 浜益雄冬と増毛町雄冬地区(以下「増毛雄冬」という。)が一体のコミュニティを形成していることに鑑み、甲は、増毛雄冬の防災対策の対象に浜益雄冬を含めるものとする。

(浜益雄冬の防災対策に要する経費の負担)

第11条 前条の規定により要する経費については、乙が負担するものとし、その額については、甲乙協議して定める。

(連絡担当部局)

第12条 相互応援のための窓口として、連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。

(情報の交換)

第13条 本協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するとともに、災害対策に係る情報を随時交換し、災害対策について研究するものとする。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この期間満了の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも異議の申し出がない場合は、本協定は更に1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第15条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。
本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ署名の上、各1通を保有する。

平成24年7月5日

甲 北海道増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
増毛町長 石崎 大輔

乙 北海道石狩市花川北6条1丁目30番地2
石狩市長 田岡 克介

資料 15 災害時における飲料の提供等に関する協定書

増毛町（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

【目的・協力内容】

第1条 災害時における飲料の提供、災害時用備蓄飲料の提供など、町民の安心・安全を確保することを目的とし、乙は次の内容について甲に協力をするものとする。

- (1) 緊急時飲料提供自動販売機（以下「自販機」という。）の設置による自動販売機内在庫飲料の無償提供。
- (2) 災害時備蓄用飲料水（天然水南アルプス2Lペット）120本の無償提供。
※緊急連絡先(011)746-3701 サントリーフーズ(株)業務課長
他連絡先別紙添付

【協力内容の詳細に関する事項】

第2条 前条の（1）に規定する自販機については、別途利用細則を定めるものとする。前条の（2）に規定する災害時備蓄用飲料水については、賞味期間が24ヶ月であることから、賞味期間内において使用されなかった場合は、乙が、無償交換するものとする。

【緊急時飲料提供自動販売機の管理】

第3条 甲は、設置された自販機の保全に協力する。乙は、以下のとおり自販機による商品販売業務を行い、商品の搬入その他で甲の通常業務に支障を与えないように努める。

- (1) 自販機の設置、撤去及び保全・補修等の管理
- (2) 自販機で販売する商品の数量・品質等の管理、自販機への補充
- (3) 自販機内部にある売上代金・釣銭の管理
- (4) 自販機の故障・品切れ等で連絡があった場合の速やかなる対処

乙は、この協定における自販機管理、自販機を使用した商品販売等の業務を乙の任意に指定した業者に代行させることができ、甲はこれを了承するものとする。

【緊急時飲料提供自動販売機の設置場所】

第4条 緊急時飲料提供自動販売機の設置場所は、詳細別紙添付とする。

【有効期間】

第5条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、甲又は乙から協定解消の申出がない限り、継続するものとする。

【協議】

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。この協定の成立を証するため、本協定所2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その一通を保有するものとする。

2012年6月15日

甲) 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
増毛町長 石崎 大輔

乙) 東京都港区台場二丁目3番3号
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 栗原 信裕

資料 16 災害時協力協定書

増毛町（以下「甲」という。）と一般財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、増毛町において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、増毛町における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第 2 条 この協定書の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害及び大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合で甲が、乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第 3 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- (2) 公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- (3) その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第 4 条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げる事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第 5 条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急対策活動の実施期間及び場所
- (2) 応急対策活動の内容
- (3) その他必要な事項

（費用負担）

第 6 条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第 7 条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

(協定の有効期限)

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成25年11月6日

甲 増毛郡増毛町弁天町3丁目6番地
増毛町長 石崎 大輔

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
一般財団法人北海道電気保安協会
理事長 大内 全

資料 17 災害発生時における増毛町と増毛郵便局の協力に関する協定

北海道増毛町（以下「甲」という。）と増毛町内郵便局（以下「乙」という。）は、増毛町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、増毛町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1） 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く）
- （2） 地方公共団体又は当社が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リストなどの情報の相互提供
- （3） 郵便局ネットワークを利用した広報活動
- （4） 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- （5） 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- （6） 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- （7） 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽせいめい保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い
- （8） 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、魚無に支障のない範囲内において協力をするものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

- 2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換する。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 増毛町 総務課長

乙 増毛郵便局長

(協議)

第8条 この協定に定めない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算してさらに1年間効力を有するものとし、以後も同様とする。この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲を津双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年4月1日

甲 住所
増毛町
代表 増毛町長 石崎 大輔

乙 住所
増毛郵便局
代表 日本郵便株式会社 北海道支店長 佐藤恭市

資料 18 災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定書

増毛町（以下「甲」という。）と一般社団法人旭川地区トラック協会並びに旭川地区トラック協会留萌支部（以下「乙」という。）は、甲の域内に地震、風水害その他大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に必要な一般貨物自動車（以下「事業用自動車」という。）による物資の緊急・救援輸送等に関して、次のとおり協定を締結する。

（事業用自動車の要請等）

第1条 甲は乙に対し、次に掲げる事項を明示して「事業用自動車の供給要請書」（別記第1号様式）により事業用自動車の供給を要請するものとする。ただし、文書をもって要請する時間に余裕のないときは、電話又は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する自由
- (2) 応援を必要とする期間及び輸送区間
- (3) 輸送品目及び数量
- (4) 必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員
- (5) 物資の積み込み場所及び輸送先
- (6) その他参考となる事項

（交通規制地域の通行手続）

第2条 甲は、乙の緊急・救援輸送等を円滑に行うため出動要請したことを甲の管轄する警察署に通知し、乙が行う通行許可申請手続に協力するものとする。

（緊急・救援輸送の報告手続）

第3条 乙は緊急・救援輸送を行った場合には、速やかに甲に対して、次に掲げる事項を「緊急・救援輸送実施報告書」（別記第2号様式）により報告するものとする。ただし、文書をもって報告する時間に余裕がないときは、電話又は口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 緊急・救援輸送を行った事業者
- (2) 輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員
- (3) 走行距離
- (4) 輸送期間及び輸送区間
- (5) 輸送品目及び数量
- (6) 物資の積み込み場所及び輸送先
- (7) その他

（経費の負担）

第4条 甲が使用した事業用自動車に係る運賃及び料金並びに実費負担額（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料、駐車場使用料金等をいう。以下同じ。）は、甲が負担するものとし、災害発生時に所管行政庁に届け出ている運賃及料金を基準として、甲・乙協議して決定するものとする。

（費用の支払い）

第5条 乙は、甲に提出した第2条の報告書により、甲の検査を受けた後、運賃及び料金並びに実質負担額を請求するものとする。

(事故等)

第6条 乙の事業用自動車が、故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換して、その供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(損害の負担)

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲・乙協議して定めるものとする。

(情報交換)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年とし、有効期間満了までに甲・乙双方、又はいずれか一方からの解約等の意思表示がない場合は更新されるものとし、以降同様とする。協議して、協定の解除若しくは一部を決定するものとする。

(協定の解除、改定)

第10条 この協定は、甲、又は乙のいずれか一方の申し出があったときは、甲・乙協議して、協定の解除若しくは一部を改定することができるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項、及びこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲・乙が協議して、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年1月28日

甲 増毛郡増毛町弁天町3丁目6番地
増毛町長 石崎 大輔

乙 旭川氏流通団地2条4丁目
一般社団法人旭川地区トラック協会
会長 窪田 明規夫

(乙) 旭川地区トラック協会留萌支部
支部長 真田 和夫

事業用自動車の供給要請書

一般社団法人旭川地区トラック協会長 殿

増毛町長

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定第1条の規定に基づき、次のとおり要請します。

災害の状況及び救援を要請する事由	
救援を必要とする期間及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
必要とする事業用自動車の車種ごとの数及び人員	
物資の積込み場所及び輸送先	
その他参考となる事項	
連絡先	担当部署 増毛町総務課 担当者 TEL FAX メール

緊急・救援輸送実施報告書

増毛町長

殿

一般社団法人旭川地区トラック協会
会長

災害時における物資の緊急・救援輸送等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

緊急・救援輸送を行った事業者	
輸送に従事した事業用自動車の車種ごとの数及び登録番号並びに人員	
走行距離	
輸送機関及び輸送区間	
輸送品目及び数量	
物資の積み込み場所及び輸送先	
その他	
連絡先	担当者 <u>（一社）旭川トラック協会・留萌支部</u> _____ TEL <u>_____</u> FAX <u>_____</u> メール <u>_____</u>

資料 19 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定書

増毛町（以下「甲」という。）と株式会社セブン－イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びにセブン－イレブン店舗の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- （1）増毛町に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）増毛町以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。但し、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、セブン－イレブン店舗への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

- （1）食料品
- （2）飲料
- （3）日用品
- （4）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第3条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第4条 第1条の要請は、「物資発注書（別紙1）」により行うものとする。但し、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

（費用）

第6条 甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

- 2 物資の代金は、災害発生時の直前における転倒販売価格を基準として、甲乙協議の上決定する。
- 3 前条の規定により乙が運搬を行った場合、掛かる費用は甲の負担とする。

(情報提供)

第7条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等をセブン-イレブン店舗を通じて来店者等に対し、情報提供するよう努めるものとする。

(営業の継続又は早期再開)

第8条 甲は、住民の生活安定を確保するため、乙に対しセブン-イレブン店舗の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

(連絡責任者の報告)

第9条 甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届(別紙2)」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(車両の通行)

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両、及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように、可能な限りの支援をするものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。但し、この協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

2 前項の規定にもかかわらず、甲及び乙は、1ヶ月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

(協議)

第12条 この協定書に定めのない事項は、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月25日

甲 増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地
増毛町長 堀 雅志

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 古屋 一樹

資料 20 増毛町と日本郵便株式会社増毛町内郵便局との包括的連携に関する協定書

増毛町（以下「甲」という。）と別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）は、両者が連携し、子どもから高齢者までだれもが安心して快適に暮らせる選ばれるまちづくりを推進するために、住民サービス向上に係る包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、住民サービスの向上及び地域社会の安心・安全の確保及び活性化を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- （1）安心・安全な暮らしの実現に関すること
- （2）地域経済活性化に関すること
- （3）未来を担う子どもの育成に関すること
- （4）その他、地域の活性化・住民サービス向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 乙は、第2条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれかにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責任を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年 1月25日

甲 増毛町
増毛町長 堀 雅志

乙 日本郵便株式会社
増毛郵便局長 長谷川 勇恵

別表

局 名	住 所
増毛郵便局	増毛郡増毛町永寿町3丁目46-1
舎熊郵便局	増毛郡増毛町舎熊113-1
別荘郵便局	増毛郡増毛町別荘54-1
雄冬郵便局	増毛郡増毛町雄冬91-1
留萌郵便局	留萌市本町1-38

資料 21 地域における協力に関する協定

増毛町（以下「甲」という。）は、別表に掲げる郵便局（以下「乙」という。）と、地域における協力について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、増毛町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

（1）高齢者、障害者（障がい者）、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合

（2）道路の異常を発見した場合

（3）不法投棄が疑われる廃棄物を発見した場合

2 前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実を第三者に開示しないものとする。

（免責）

第3条 乙は、前条第1項の規定による情報の提供をした場合及び提供しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第5条 この協定の定めのない事項又はこの協定の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年 3月22日

甲 増毛町
増毛町長 堀 雅志

乙 日本郵便株式会社
増毛郵便局長 長谷川 勇恵

別表

郵便局名	住所
増毛郵便局	増毛郡増毛町永寿町3丁目46-1
舎熊郵便局	増毛郡増毛町舎熊113-1
別荘郵便局	増毛郡増毛町別荘54-1
雄冬郵便局	増毛郡増毛町雄冬91-1
留萌郵便局	留萌市本町1-38

資料 22 北海道地方における災害時の応援に関する申合せ

北海道開発局長（以下「甲」という。）と、増毛町長（以下「乙」という。）は、災害時において、甲から乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申合せを行う。

（目的）

第1条 この申合せは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生した場合に、被害の拡大や二次災害の防止に資するため、甲が被災直後の緊急的な対応（以下「応援」という。）を実施することにより、国民の安全・安心を確保し、もって民生の安定を保持することを目的とする。

（定義）

第2条 この申合せにおいて、「大規模自然災害発生時」とは、地震、津波、風水害、土砂災害、雪害、火山噴火等の自然災害により社会的な影響が大きい重大な被害が発生した場合をいう。
2 この申合せにおいて、「管轄開発建設部」とは、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等を管理する甲の機関である開発建設部をいう。

（応援の要請）

第3条 乙は、大規模自然災害発生時に、乙が代表する地方公共団体の区域において、土木施設等に被害が発生し、甲による応援が必要と判断した場合は、電話またはファクシミリ等により甲に応援を要請することができる。

（応援の実施）

第4条 甲は、次の各号に掲げる場合において、乙に対して応援を実施することができるものとする。

- (1) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請を受けた場合
 - (2) 大規模自然災害発生時に、乙から応援の要請がない場合であっても、被災状況によっては特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと甲が認め、独自に応援を行うと判断した場合
 - (3) その他、特に甲が緊急に応援を実施する必要があると認めた場合
- 2 甲が独自の判断により応援を実施する場合には、乙に対して応援内容を速やかに通知するものとする。

（応援の内容）

第5条 前条に基づく甲の応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土木施設等の被害状況の把握
- (2) 二次災害の防止に資する応急措置の準備（資機材の運搬、被災箇所の監視、進入路の確保等）
- (3) その他、甲が緊急に応援を実施する必要があると認めるもの

（費用負担）

第6条 乙の要請に基づく甲の応援の実施に要する費用は、他に特段の定めのある場合を除き、原則として乙の負担とする。ただし、乙の負担を求めることが困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(相互の情報交換)

第7条 甲、乙及び管轄開発建設部は、災害時の協力が円滑に実施されるよう、平時から緊急時の連絡体制等に関する情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この申合せは、乙が既に締結している他の相互応援に関する協定等による応援及び新たな相互応援に関する協定等の締結を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この申合せに疑義を生じたとき、又はこの申合せに定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(適用)

第10条 この申合せは、平成22年5月27日から適用するものとする。

平成22年5月27日

甲 北海道開発局長

乙 増毛町長

資料 23 留萌管内 8 市町村 災害時相互応援協定書

留 萌 市
增 毛 町
小 平 町
苫 前 町
羽 幌 町
初山別村
遠 別 町
天 塩 町

留萌管内8市町村災害時相互応援協定書

留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町（以下「協定市町村」という。）は、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、協定市町村のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、災害時に被災した市町村（以下「被災市町村」という。）が応急対策等を円滑に遂行できるように、協定市町村が被災市町村の要請に対して、相互に応援を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連携体制）

第2条 協定市町村は、あらかじめ相互の応援のための連絡窓口を別表第1のとおり定め、災害が発生した場合には、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援要請）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、協定市町村を次の3地域に区分し、優先的に応援を要請するものとする。

- (1) 留萌南部地域 留萌市、増毛町、小平町
- (2) 留萌中部地域 苫前町、羽幌町、初山別村
- (3) 留萌北部地域 遠別町、天塩町

2 応援を要請された市町村（第7条の規定により自主応援活動する場合を含む。以下「応援市町村」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急対策を実施する必要がある場合等、やむを得ない事情がある場合を除き、応援に努めるものとする。

（相互協力）

第4条 協定市町村において災害が発生し、被災市町村が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、協定市町村が加入する「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び「北海道広域消防相互応援協定」その他の災害応援協定に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の協定市町村に対して応援を要請することができるものとする。

（応援の種類）

第5条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあっ旋
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供及びあっ旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧等に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ及び収容に必要な施設・住宅等の提供
- (6) 被災した児童・生徒の受け入れ
- (7) 物資等供給拠点及びボランティア活動などの支援
- (8) 被災地における行政事務の支援
- (9) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第6条 応援を要請しようとする被災市町村は、次の事項を明らかにして、応援を要請するものとする。この場合において、被災市町村は必要事項を記載した文書を後日、速やかに応援市町村に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種、人数、業務内容

- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、児童・生徒の人数
- (6) 応援場所、応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

(自主応援)

第7条 協定市町村は、前条の規定に関わらず、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町村との連絡がとれない場合、協定市町村は、自らの判断に基づき自主応援活動を行うことができる。

- 2 自主応援活動を開始した場合は、被災市町村に応援の内容をできるだけ速やかに連絡するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、被災市町村の求めにより、応援市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

なお、この場合、応援市町村は、当該経費の額を市町村長名による請求書により関係書類を添付の上、被災市町村に請求するものとする。

- 3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、被災市町村と応援市町村が協議して定めるものとする。
- 4 協定市町村が耳珠応援を行った場合の費用については、前3項の規定を適用する。

(損害補償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疫病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請した被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援市町村が、当該村外を賠償するものとする。

- 3 前各項の規定により難しい場合については、被災市町村と応援市町村とが協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、協定市町村が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、協定市町村は署名のうえ、各自1通を保管するものとする。

平成29年 2月 6日

留萌市長	高橋 定敏
増毛町長	堀 雅志
小平町長	関 次敏
苫前町長	森 利男
羽幌町長	駒井 久晃
初山別村長	宮本 憲幸
遠別町長	笹川 流志
天塩町長	浅田 弘隆

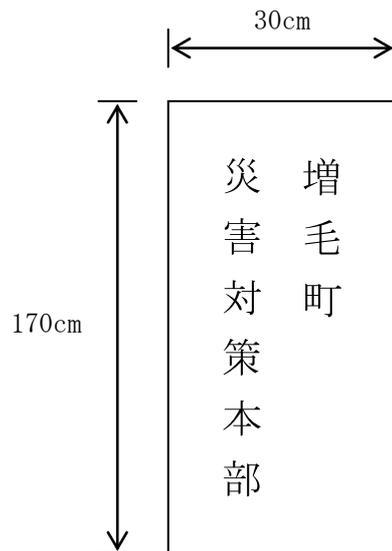
別表第 1

市町村名	連絡担当部署	連絡責任者
留萌市	総務部総務課	総務課長
増毛町	総務課	総務課長
小平町	企画振興課	企画振興課長
苫前町	総務財政課	総務財政課長
羽幌町	総務課	総務課長
初山別村	企画振興室	企画振興室長
遠別町	総務課	総務課長
天塩町	住民課	住民課長

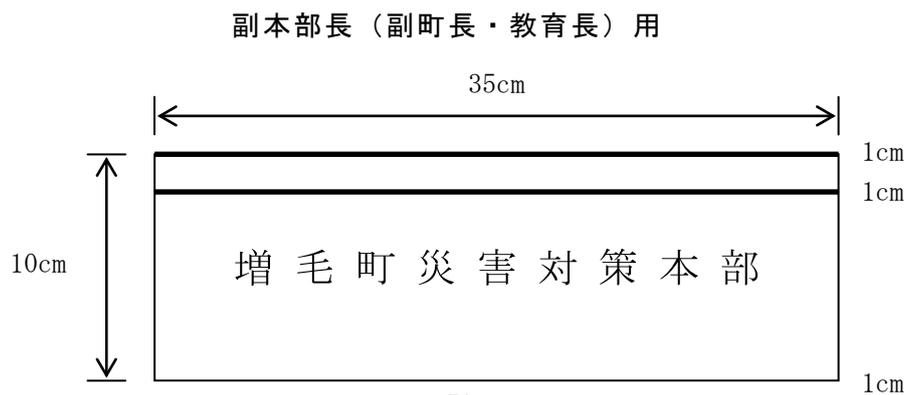
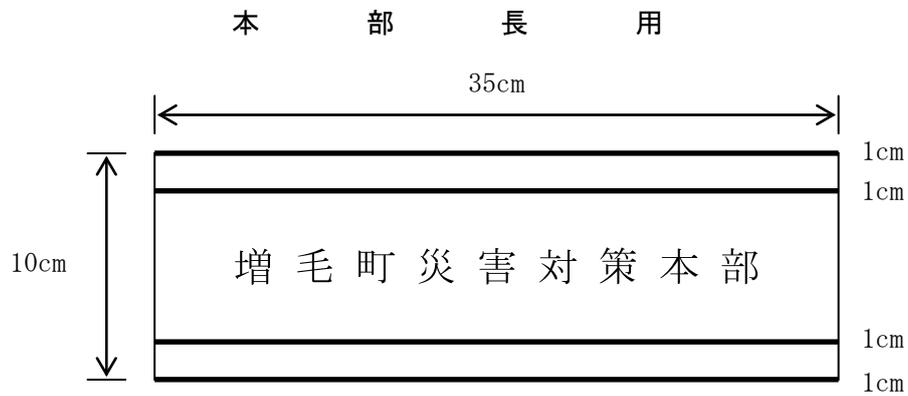
各種資料

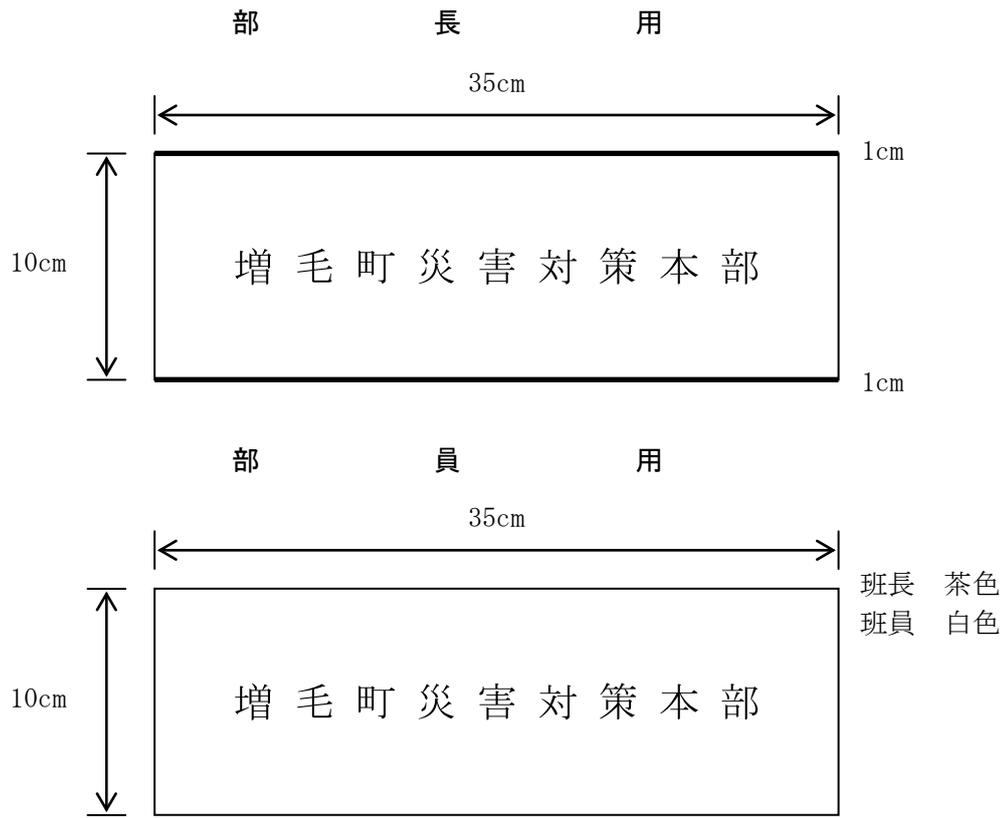
資料 24 増毛町災害対策本部設置標識

別図1 標示板

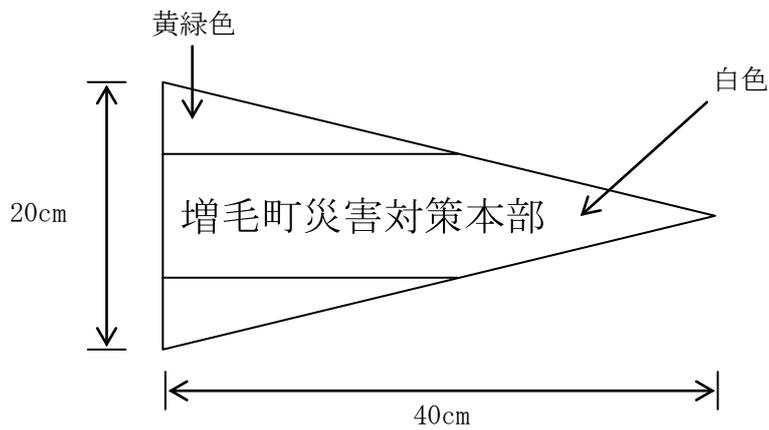


別図2 腕章





別図3 標 旗



資料 25 災害危険区域等

1 増毛町内の河川

2級河川			
水系	河川名	河川番号	流路延長 (km)
岩老川水系 (117)	岩老川	01-0184-0001	1.00
暑寒別川水系 (1176)	暑寒別川	01-0185-0001	11.30
永寿川水系 (115)	永寿川	01-0186-0001	5.00
箸別川水系 (114)	箸別川	01-0187-0001	2.50
信砂川水系 (113)	信砂川	01-0188-0001	19.00

普通河川	
水系	河川名
朱文別川	朱文別川
エンルコマナイ川	エンルコマナイ川
箸別川	小川の沢川
信砂川	新信砂川
信砂川	貝沢川
信砂川	砂金沢川
信砂川	ワラビタイ川
ニナイベツ川	ニナイベツ川
コチャナイ川	コチャナイ川

2 土砂災害関係

(1) 急傾斜地の崩壊

区域の名称	区域番号	所在地	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
増毛別荘 1	I-5-5-2222	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛別荘 2	II-5-3-1584	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛別荘 4	II-5-4-1585	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛別荘 5	I-5-7-2224	増毛町別荘	H29年03月28日	○	—
増毛別荘 7	II-5-5-1586	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛古茶内(1)	II-5-6-1587	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛古茶内(2)	I-5-9-2226	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛古茶内(3)	II-5-7-1588	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛古茶内 1	II-5-8-1589	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
増毛岩老	II-5-1-1582	増毛町岩老	H29年03月28日	○	○
増毛岩老 1	I-5-4-2221	増毛町岩老	H29年03月28日	○	○
増毛暑寒沢 1	II-5-2-1583	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	○
増毛湯/沢	II-5-11-1592	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	○
増毛舎熊 1	I-5-16-2233	増毛町舎熊	H29年03月28日	○	○
増毛舎熊 2	I-5-17-2234	増毛町舎熊	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 1	I-5-18-2235	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 2	II-5-12-1593	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 3	II-5-13-1594	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 4	II-5-14-1595	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 5	I-5-19-2236	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
増毛阿分 6	I-5-20-2237	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
増毛阿分 7	I-5-21-2238	増毛町阿分	H27年11月27日	○	○
増毛阿分 8	II-5-15-1596	増毛町阿分	H27年11月27日	○	○
増毛中歌 1	II-5-9-1590	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 2	I-5-13-2230	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 3	III-5-1-575	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 4	I-5-14-2231	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 5	III-5-2-576	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 6	II-5-10-1591	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛中歌 7	I-5-15-2232	増毛町中歌	H27年03月31日	○	○
増毛南永寿町 1 丁目	I-5-11-2228	増毛町南永寿町 1 丁目	H27年03月31日	○	○
増毛弁天町	I-5-12-2229	増毛町弁天町 2 丁目	H27年03月31日	○	○

増毛雄冬 1	I-5-1-2218	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	○
増毛雄冬 2	I-5-2-2219	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	○
増毛雄冬 3	I-5-3-2220	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	○
増毛町南永寿町3丁目	I-5-10-2227	増毛暑寒沢	H25年03月08日	○	○
増毛別荘 3	I-5-6-2223	増毛町別荘	H23年01月21日	○	○
増毛別荘 6	I-5-8-2225	増毛町別荘	H19年03月20日	○	○

(2) 地すべり

区域の名称	区域番号	所在地	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
岩老	5-18-284	増毛町岩老	H29年03月28日	○	—
岩老(2)	5-19-285	増毛町岩老, 岩尾	H29年03月28日	○	—
雄冬	5-20-286	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	—

(3) 土石流

区域の名称	区域番号	所在地	指定年月日	警戒区域	特別警戒区域
吉田裏の沢川	III-51-002	増毛町別荘	H29年03月28日	○	○
山の神 1 の沢川	I-51-0040	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	—
山の神 2 の沢川	II-51-0050	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	—
採石場の沢川	II-51-0060	増毛町暑寒沢	H29年03月28日	○	○
樹海処理場の沢川	I-51-0070	増毛町信砂御料	H29年03月28日	○	—
湯の沢川	III-51-003	増毛町箸別	H29年03月28日	○	—
神社の沢川	I-51-0080	増毛町信砂	H29年03月28日	○	—
阿分の沢川	II-51-0120	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
アトナイ沢川	II-51-0090	増毛町信砂	H29年03月28日	○	—
イワイ川	I-51-0020	増毛町岩老	H29年03月28日	○	○
オクマイ川	I-51-0030	増毛町別荘	H29年03月28日	○	—
カトマ北の沢川	I-51-0130	増毛町阿分	H29年03月28日	○	○
カトマ川	II-51-0110	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
タトナイ右の沢川	I-51-0140	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
タトナイ右支川	I-51-0150	増毛町阿分	H29年03月28日	○	—
ヒコベの沢川	II-51-0100	増毛町舎熊	H29年03月28日	○	○
ボンナイ左の沢川	III-51-001	増毛町別荘	H29年03月28日	○	—
貝森の沢川	I-51-0170	増毛町阿分	H27年11月27日	○	—
シナイ川	I-51-0160	増毛町阿分	H27年11月27日	○	—
イガ川	I-51-0010	増毛町雄冬	H27年03月31日	○	○

3 危険物貯蔵所等所在一覧

(平成 30 年 3 月現在)

事業所名	所在地	製造所等の別	石油類別(品名)	数量(L)
(株)加藤水産 阿分工場	阿分 82-1	地下タンク貯蔵所	第 3 石 (重 油)	10,000
(有)竹内燃料店	舎熊 785-2	移動タンク貯蔵所	第 2 石 (軽・灯油)	3,000
ハニックス(株)	暑寒沢 (休止)	地下タンク貯蔵所	第 2 石 (灯 油)	198,000
		一般取扱所	第 2 石 (灯 油)	24,000
	弁天町 5 丁目	給油取扱所	第 1 石 (ガソリン) 第 2 石 (軽・灯油)	4,574 16,000
		移動タンク貯蔵所	第 2 石 (軽・灯油)	3,750
増毛漁業協同組合	港町 672	屋外タンク貯蔵所	第 3 石 (重 油)	157,000
			第 3 石 (重 油)	100,000
		一般取扱所	第 3 石 (重 油)	18,000
ぐるめ食品(株)	港町 38	地下タンク貯蔵所	第 2 石 (灯 油)	5,200
国稀酒造(株)	野塚 13-1	地下タンク貯蔵所	第 3 石 (重 油)	5,000
(有)増毛日石	稲葉町 1 丁目	給油取扱所	第 1 石 (ガソリン) 第 2 石 (軽 油)	10,000 10,000
		移動タンク貯蔵所	第 2 石 (灯 油)	3,750
		北海道エナジティック (株) 増毛営業所	暑寒海岸町	地下タンク貯蔵所
一般取扱所	第 2 石 (灯 油) 第 2 石 (軽 油) 第 3 石 (重 油)			37,000 8,000 8,000
移動タンク貯蔵所	第 2 石 (灯 油) 第 2 石 (灯 油) 第 3 石 (重 油)			4,400 3,500 4,800
(有)北部商事	南暑寒町 1	移動タンク貯蔵所	第 2 石 (灯 油)	3,000
増毛郵便局	永寿町 3 丁目 (休止)	地下タンク貯蔵所	第 3 石 (重 油)	4,000
(有)シンコウ石油	畠中町 3 丁目	給油取扱所	第 1 石 (ガソリン)	14,000
			第 2 石 (軽・灯油)	16,000
	畠中町 4 丁目	移動タンク貯蔵所	第 2 石 (軽・灯油)	3,000
			第 3 石 (重油)	6,000
畠中町 5 丁目	移動タンク貯蔵所	第 2 石 (軽・灯油)	3,000	
		第 2 石 (軽・灯油)	3,750	

事業所名	所在地	製造所等の別	石油類別（品名）	数量(ℓ)
北鐘興産株	南畠中町 1 丁目	屋内貯蔵所	第 1 石（ガソリン） 第 2 石（灯 油） 第 3 石（重 油）	2,000 10,000 8,000
	畠中町 3 丁目	給油取扱所	第 1 石（ガソリン） 第 1 石（ガソリン） 第 2 石（軽 油） 第 2 石（灯 油） 第 4 石（オイル）	10,000 4,000 6,000 10,000 1,900
	畠中町 6 丁目	移動タンク貯蔵所	第 2 石（軽・灯油）	2,000
	永寿町 3 丁目	移動タンク貯蔵所	第 2 石（灯油） 第 2 石（灯 油）	3,000 4,000
株）ハタナカ昭和	暑寒沢 （休止）	屋外タンク貯蔵所	第 3 石（重 油）	10,000
佐々木建設運輸株	暑寒沢	給油取扱所	第 2 石（軽 油）	30,000
	別荘 199 （休止）	移動タンク貯蔵所	第 2 石（軽・灯油）	4,000
オーベルジュましけ	別荘 217	地下タンク貯蔵所	第 3 石（重 油）	10,000
大別荘除雪ステーション	別荘 817	地下タンク貯蔵所	第 2 石（灯 油）	4,000

増毛町所有

(平成 30 年 3 月現在)

事業所名	所在地	製造所等の別	石油類別(品名)	数量(ℓ)
役場庁舎	弁天町3丁目61番地	地下タンク貯蔵所	第3石(重油)	5,000
増毛町立老人ホーム明和園	見晴町	地下タンク貯蔵所	第3石(重油)	8,000
増毛町立体育館	南畠中町2丁目	地下タンク貯蔵所	第3石(重油)	6,000
増毛町立市街診療所	畠中町5丁目	地下タンク貯蔵所	第3石(重油)	5,000
増毛町保健センター	弁天町3丁目	地下タンク貯蔵所	第2石(灯油)	1,900
増毛町総合交流促進施設元陣屋	永寿町4丁目	地下タンク貯蔵所	第3石(重油)	5,000
増毛小学校	南暑寒町1丁目	地下タンク貯蔵所	第3石(重油)	5,000
増毛中学校	南暑寒町5丁目	地下タンク貯蔵所	第2石(灯油)	4,000
廃棄物処分場	信砂	地下タンク貯蔵所	第2石(灯油)	2,000
畠中改良住宅(カメモD)	暑寒海岸町	地下タンク貯蔵所	第2石(灯油)	5,000
畠中改良住宅(カメモE)	暑寒海岸町	地下タンク貯蔵所	第2石(灯油)	5,000
岩尾温泉あつたまーる	岩老	地下タンク貯蔵所	第3石(重油)	6,000

資料 26 災害情報等報告様式等

1 別表 1 (災害情報)

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報			
報告日時	月 日 時 分現在	発受信日時	月 日 時 分
発信機関 (振興局・市町村名等)		受信機関 (振興局・市町村名等)	
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)	
発生場所			
発生日時	月 日 時 分	災害の原因	
気象等の状況	雨量		
	河川水位		
	潮位波高		
	風速		
	その他		
ライフライン関係の状況	道路		
	鉄道		
	電話		
	水道 (飲料水)		
	電気		
その他			
(1) 災害対策本部等の 設置状況	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置
	(名 称) (設置日時)	月 日 時 分	設置

(2) 災害救助法の 適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数		
	(救助実施内容)					
応急措置の 状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時
		避難勧告				
		避難指示				
	(4) 自衛隊派遣要 請の状況					
	(5) その他措置の 状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
		その他（住民等）	名			
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

2 別表2 (被害状況報告)

被害状況報告 (速報 中間 最終)

						月 日 時現在						
災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因								
災害発生場所												
発信	機関 (市町村) 名				受信	機関 (市町村) 名						
	職・氏名					職・氏名						
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分				
項目		件数等	被害金額 (千円)		項目		件数等	被害金額 (千円)				
① 人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		道工事	河川	か所					
	行方不明	人				海岸	か所					
	重傷	人				砂防設備	か所					
	軽傷	人				地すべり	か所					
	計	人				急傾斜地	か所					
② 住家被害	全壊	棟				道路	か所					
		世帯				橋梁	か所					
		人				小計	か所					
	半壊	棟				⑤ 土木被害	市町村工事			河川	か所	
		世帯					道路			か所		
		人			橋梁		か所					
	一部破損	棟			小計		か所					
		世帯			港湾		か所					
		人			漁港		か所					
	床上浸水	棟			下水道		か所					
世帯		公園	か所									
人		崖くずれ	か所									
床下浸水	棟	計	か所									
	世帯	⑥ 水産被害	漁船	沈没流失	隻							
	人		破損	隻								
棟	計		隻									
世帯	漁港施設		か所									
人	共同利用施設		か所									
計	その他施設		か所									
③ 非住家被害	全壊		公共建物	棟	⑦ 林業被害		道有林	林地	か所			
			その他	棟				治山施設	か所			
	半壊		公共建物	棟				林道	か所			
			その他	棟				林産物	か所			
	計	公共建物	棟	その他		か所						
		その他	棟	小計		か所						
	④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等		ha		一般民有林	林地		か所	
				浸冠水		ha			治山施設		か所	
			畑	流失・埋没等		ha			林道		か所	
				浸冠水		ha			林産物		か所	
農作物		田	ha	その他	か所							
		畑	ha	小計	か所							
農業用施設		か所	⑦ 林業被害	一般民有林	林地	か所						
共同利用施設		か所			治山施設	か所						
営農施設		か所			林道	か所						
畜産被害		か所			林産物	か所						
その他	か所	その他			か所							
計		小計			か所							
		計			か所							

項目		件数等	被害金額 (千円)	項目		件数等	被害金額 (千円)	
⑧衛生被害	水道	か所		⑪社会教育施設被害	か所			
	病院	公立	か所	⑫社会福祉施設	公立	か所		
		個人	か所		法人	か所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	か所		等被害	計	か所	
		し尿処理	か所					
火葬場	か所							
計	か所							
⑨商工被害	商業	件		⑬その他	鉄道不通	か所		
	工業	件			鉄道施設	か所		
	その他	件			被害船舶 (漁船除く)	隻		
計	件		空港		か所			
⑩公立文教施設被害	小学校	か所			水道	戸	—	
	中学校	か所			電話	回線	—	
	高校	か所			電気	戸	—	
	その他文教施設	か所			ガス	戸	—	
	計	か所			ブロック塀等	か所		
					都市施設	か所		
				計		—		
				被害総額				
公共施設被害市町村数	団体			火災発生	建物	件		
罹災世帯数	世帯				危険物	件		
罹災者数	人				その他	件		
消防職員出動延人数	人			消防団員出動延人数	人			
災害対策本部の設置状況	道 (振興局)							
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報こつき取り扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

3 別表3 (被害状況判定基準)

被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>2) 町外の者が町内に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、本町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>1) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2) 3) を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>2) 死者欄の2) 3) を参照</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わずすべてを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む。)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判断基準
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
② 住家被害	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの</p> <p>1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの</p> <p>1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの</p> <p>1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
④ 農業被害	農地	<p>農地被害は、田畑が流失、埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。</p> <p>1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流失した状態をいう。</p> <p>2) 埋没とは、粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。</p> <p>3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。</p> <p>4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p>

被害区分		判断基準
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
⑥ 水産被害	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの
	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの

被害区分		判断基準
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人(団体、会社も含む。)所有のものをいう。
	漁具(網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
被害区分		判断基準
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設(飯場、作業路を含む。)等をいう。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。
⑨ 商工業被害	商業	商品、原材料等をいう。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
⑬ その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶(漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行出来ない程度の被害をいう。
	空港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀のか所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

資料 27 指定緊急避難場所及び指定避難所

施設区分	施設名称	所在地
指定緊急避難場所	岩尾温泉あつたまへる駐車場 ※	増毛町岩尾 109 番地 1
指定緊急避難場所	旧増毛小学校グラウンド	増毛町見晴町 205 番地の 1
指定緊急避難場所	増毛小学校グラウンド	増毛町南暑寒町 2 丁目 38 番地
指定緊急避難場所	町民グラウンド	増毛町見晴町 148 番地
指定緊急避難場所	湯の沢会館付近	増毛町箸別 981 番地付近
指定緊急避難場所	箸別跨線橋付近広場	増毛町
指定緊急避難場所	町道朱文別道路線・揚水機場の上	増毛町
指定緊急避難場所	増毛中学校グラウンド	増毛町南暑寒町 5 丁目 123 番地
指定緊急避難場所	旧雄冬自然体験館グラウンド	増毛町雄冬 218 番地
指定緊急避難場所・指定避難所	小樽間内会館	増毛町別荘 149 番地の 4
指定緊急避難場所・指定避難所	オーベルジュましけ	増毛町別荘 217 番地 1
指定緊急避難場所・指定避難所	旧阿分小学校	増毛町字阿分 116
指定緊急避難場所・指定避難所	旧舎熊小学校	増毛町舎熊 203 番地の 1
指定避難所	増毛中学校	増毛町南暑寒町 5 丁目 123 番地
指定避難所	旧雄冬自然体験館	増毛町雄冬 218 番地
指定避難所	海音寺	増毛町別荘 205 番地
指定避難所	岩尾へき地保健福祉館 ※	増毛町岩老 171 番地
指定避難所	元阿分福祉会館	増毛町阿分 226 番地の 10
指定避難所	笹沼会館	増毛町舎熊 1029 番地の 68
指定避難所	信砂生活改善センター	増毛町信砂 581 番地の 11
指定避難所	大別荘自治会館	増毛町別荘 96 番地
指定避難所	箸別生活館	増毛町箸別 133 番地の 8
指定避難所	文化センター	増毛町南島中町 2 丁目 25 番地

※津波の際は使用不可

資料 28 自衛隊災害派遣要請

1 様式 1

様式 1 自衛隊の災害派遣要請について

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

増 毛 町 長 印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり災害派遣の要請を要求します。

記

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を必要とする期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊が展開できる場所
- (5) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項
(作業用資材、宿舎の準備状況、現地の連絡責任者等)

※ 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

2 様式2

様式2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について

年 第 号
月 日

北 海 道 知 事 様

増 毛 町 長 印

災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け（要請文書番号）をもって要請した自衛隊の災害派遣については、目的を達成したので、次の日時をもって撤収要請を要求します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

※ 連絡責任者（所属課・係、職名、氏名）及び連絡先を必ず明記のこと。

資料 29 ヘリコプター関連

1 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の偵察・情報収集
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合
 - ウ その他
災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (2) 救急活動
 - ア 傷病者の搬送
 - (ア) 現場救急
 - a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。
 - b 次の場合に出動するものとする。
生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合
 - (イ) 転院搬送
 - a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。
 - ①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合
 - ②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合
 - b 次の場合に出動するものとする。
医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

- c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防衛活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の決定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

2 ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室(以下「航空室」という。)に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村(消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。)に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用(航空保安施設の運用等)が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

(他の機関への要請等)

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部(航空隊)、札幌市(消防局)、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

(付添人の搭乗)

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

被害者救護

資料 30 融資・貸付等金融支援

災害の応急復旧を図り罹災者の速やかな立ち直りを期する応急金融大要は、次のとおりである。
(平成 28 年 4 月現在)

融資の 名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	総合支援資金	資金の種類	内容	貸付限度額（円）	据置期間	償還期間	利子
		生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
				(複数世帯) 月額200,000円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内)			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的な用途は別表参照）	5,800,000円以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、使途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
(短期大学) 月額60,000円以内							
(大学) 月額65,000円以内							

融資の名称		内容・資格・条件等				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3か月以内	据置期間 終了時	年3%、又は長期プライムレート のいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内			
<p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	使途目的		呼称	貸付限度額目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費		生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費		住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費		福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障がい者用自動車の購入に必要な経費		障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費		中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費		災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費		冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費		支度関係経費	500,000円	3年以内		
その他日常生活上一時的に必要な経費		その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の名称		内容・資格・条件等					
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽 飲食、文具販売、菓子 小売業等、母子・父子 福祉団体においては政 令で定める事業）を開 始するのに必要な設 備、什器、機械等の購 入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福 祉団体 寡婦	現在営んでいる事業 （母子・父子福祉団 体については政令で定 める事業）を継続する ために必要な商品、材 料等を購入する運転資 金	1,420,000 団体 1,420,000		6か月	7年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
母子父子寡婦福祉資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る子	高校、専修学校 （高等課程） 高等専門学校 （専門課程） 大学 専修学校 （一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修大学 （一般課程） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般課程） 48,000	就学 期間中	当該 学校 卒業 後6 か月	20年 以内 専修 学校 （一般 課程） は5年 以内	※親に貸し付ける場合、 児童を連帯借受人とする。 無利子 児童に貸し付ける場合、 親等を連帯保証人とする。

融資の名称		内容・資格・条件等					
資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 68,000 (特1回 816,000) 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 (特1回 460,000) 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)		1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く。） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利用を受ける機関が1年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金	医療 340,000 (特1回 480,000) 介護 500,000		6か月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別 2,000,000)		6か月	6年以内 (特別は7年以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の 名称	内容・資格・条件等						
資金 の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を 受ける 期間	据置 期間	償還 期間	利率
転宅 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住 宅の賃借に際し必要な 資金	260,000		6 か月	3 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
生活 資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得してい る間の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技 能を習 得する 期間中 5 年以 内	知 識 技 能 得 後 6 か 月	20 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
		医療若しくは介護を受 けている間の生活補給 資金		医 療 又 は 介 護 を 受 け て い る 期 間 中 1 年 以 内	医 療 は 介 護 了 後 6 か 月	5 年 以内	
		母子家庭又は父子家庭 になって間もない(7年 未満)者の生活を安 定・継続する間に必要 な生活補給資金		240 万 円を限 度	貸 付 期 間 満 了 後 6 か 月	8 年 以内	
		失業中の生活を安定・ 継続するのに必要な生 活補給資金		離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	離 職 し た 日 の 翌 日 か ら 1 年 以 内	5 年 以内	
就学 支度 資金	母子家庭の母 が扶養する児 童 父子家庭の父 が扶養する児 童 父母のいない 児童 寡婦が扶養す る児童	就学、修業するために 必要な被服等の購入に 必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 修業施設 (自宅) 90,000 (自宅外) 100,000		6 か月	20 年 以内 修業 5 年 以内	修学資金と同様
結 婚 資 金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子 家庭の父が扶養する児 童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際 し、必要な資金	300,000		6 か月	5 年 以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等									
災害援護資金貸付金	<p>実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者</p>									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付限度額</th> <th>利率</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>償還方法</th> </tr> </thead> </table>	貸付限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法				
	貸付限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法					
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦					
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円									
ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円										
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円										
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦						
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 2,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円										

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助 道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付 道1/3貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市1/3

融資 の 名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)のすべてにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方					
			年収	400万円未満	400万円以上	
			総返済負担率基準	30%以下	35%以下	
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資 対 策	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	13㎡以上175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	気候の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融資 限 度 額	基本融資額	建設資金 1,160万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,630万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金 730万円 整地資金 440万円 引方移転資金 440万円
特例加算額		建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円		
返 済 期 間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内 リユース住宅・マンション 25年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内（返済期間に含む。）	
融 資 金 利	建設・購入の場合		基本融資額 年0.47%			
	補修の場合		特例加算額 年1.37%			
	最新の金利は住宅金融支援機構に確認（H25.4.21現在）					
受付期間	罹災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備 考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 [災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。]
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 [ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。]
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.10%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期間	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期間	① 15年(うち据置3年)以内 ② 25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.10%(H28.4.20現在)
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.35~1.10%(H25.3現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資 資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6か月
	貸付利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行 融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する斡旋条例融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等	
中小企業総合振興資金 「経営環境変化 対応貸付【災害 復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。	
	○融資条件	
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上の減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの
	資金使途	設備資金 運転資金
	融資金額	8,000万円 5,000万円
	融資期間	10年以内（据置2年以内）
	融資利率	[固定金利] [変動金利] 5年以内 年1.1% 年1.1% 10年以内 年1.3% (融資期間が3年超の場合選択可)
	担保・償還 方法	取扱金融機関の定めるところによる。
信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等					
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方	
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方	
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 離職者の方			120万円以内 100万円以内	
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）			8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%	年0.60%			
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可				
	信用保証	取扱金融機関の定めによる。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要			

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

		内容・資格・条件等																		
目的		自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法の適用要件		<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額		<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" data-bbox="399 1321 1388 1478"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯の②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1" data-bbox="399 1523 1388 1624"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

増毛町地域防災計画

《資料編》

平成 31 年 3 月

発 行 増毛町
企画・編集 増毛町防災会議